福祉施設等活動助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、伊勢市内の障がい者支援施設、養護施設、母子施設、保育所、学童クラブ等（以下「施設」という。）が地域と協働して実施する親睦会、交流会等の事業に係る費用の一部を助成することにより、障がい者や地域児童の福祉の向上を図ることを目的に定める。

（助成の対象）

第２条　助成の対象は、次のものが運営する施設とする。

（１）社会福祉法人

（２）ＮＰＯ団体

（３）認可外施設

２　前項において、介護保険事業を運営しているものは、助成の対象としない。また、社協の他の助成を受けている、受けようとする団体は除く。

（助成対象事業）

第３条　社協は、次に掲げる事業を実施する施設に対し、当該年度の予算の範囲内で助成する。

（１）障がい児・者、児童・親子が地域と協働して実施する事業

（２）障がい児・者福祉及び青少年の健全育成事業

（３）その他、社協会長が助成を必要と認めた事業

（助成対象経費）

第４条　助成対象経費は、施設が事業を実施するために直接要する経費とし、別表に定めるものとする。

（助成金の条件）

第５条　事業運営に係る経費を助成する。ただし、上限を５万円とする。

（助成金の申請）

第６条　助成を受けようとする施設は、福祉施設等活動助成金申請書（様式第１号）を社協が示した期日までに社協会長へ提出する。

（助成の決定）

第７条　社協会長が前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、福祉施設等活動助成決定通知書（様式第２号－１）または福祉施設等活動助成却下通知書（様式第２号－２）を施設へ通知する。

（事業の報告）

第８条　助成を受けた施設は、最終事業終了後、その日から30日以内かまたは当該年度の末日のいずれか早い日までに、福祉施設等活動助成事業実施報告書（様式第３号）、および領収証（原本）を社協会長へ提出する。

（助成金の返還）

第９条　助成を受けた施設が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

（１）助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき

（２）助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき

（３）助成金を目的外に使用したとき

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成１８年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成１９年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２２年　１月　１日より施行する。

この要綱は、平成２４年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２５年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２５年１０月　１日より施行する。

この要綱は、平成２７年　２月　１日より施行する。

（経過措置）

第５条において、施設立ち上げに係る経費については、平成２７年２月２８日までに、福祉施設等活動助成金申請書（新規施設用）（様式第１号－２）を提出した施設に対し、平成２７年度に限り、備品購入に係る経費に１０分の８を乗じて得た額を助成する。ただし、上限を３０万円とし、予算の範囲内で助成することとする。

事業終了後、福祉施設等活動助成事業実施報告書（様式第３号－２）および領収証（原本）を社協会長へ提出する。

別表（第４条関係）

１　助成対象となる経費

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 詳細 |
| 消耗品費 | チラシ等に使用するコピー用紙等 |
| 材料費 | 行事で使用する材料費（工作等の材料、食材料、カキ氷の氷や屋台の材料等、飲料代） |
| 研修費 | 施設研修費（入場料、体験料） |
| 賃借料 | 会場費、貸切バス代 |
| 講師謝礼及び旅費 | 障がい者や児童の福祉向上に関する講演会、研修会の講師謝礼及び旅費 |

２　助成対象外の経費

（１）貸切バス以外の乗り物経費（タクシー代、電車代、自動車のガソリン代等）

（２）外注の食事代

（３）活動に関する損害保険料